

別記様式（第2条関係）

### 瑞穂市上下水道事業審議会会議録

審議会等の名称	平成20年度第5回 瑞穂市上下水道事業審議会
開催日時	平成21年2月9日（水曜日） 午前9時30分 から 11時10分
開催場所	瑞穂市役所巢南庁舎2階富有の間
議題	(1) 今後の瑞穂市汚水処理計画の策定について (2) 供用開始処理区の水洗化向上施策についての答申案について
出席委員 欠席委員	出席委員 鈴木会長、河合副会長、堀委員、棚橋委員、熊谷委員、小寺委員、西岡委員、平田委員、二重谷委員、古川委員、細川委員（11名） 欠席委員 馬淵委員 棚瀬委員 豊田委員（3名） 事務局 河合環境水道部長、弘岡下水道課長、下水道課職員（梶浦、工藤、坂井田） 説明員 早瀬企画財政課長
公開の可否 （非公開理由）	公開
傍聴人数	0人
審議の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第4回会議録の確認</li><li>・ 答申案について</li></ul>
事務局（担当課）	瑞穂市 環境水道部 下水道課 TEL 058-327-2114 FAX 058-327-2127 e-mail gesui@city.mizuho.lg.jp

平成20年度 第5回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日 時 平成21年2月9日(月) 午前9時30分～午前11時10分

場 所 市役所巢南庁舎富有の間

出席委員 会長 鈴木 治 副会長 河合 和義  
堀 武 棚橋 敏明  
熊谷 祐子 小寺 徹  
西岡 一成 平田 芳子  
二重谷 伸行 古川 貴敏  
細川 大二郎

欠席委員 馬淵 秀雄、棚瀬 友啓、豊田 正利

事務局 環境水道部長 河合 信 下水道課長 弘岡 敏  
下水道課総括課長補佐 梶浦 要 下水道課長補佐 工藤 浩昭  
下水道課主査 坂井田 剛志

説明のため出席した者

企画財政課長 早瀬 俊一

傍聴人 0名

1. 会長あいさつ

2. 前回会議録の確認

2. 審議内容

(1) 答申案について

(2) 答申案の審議

(事務局弘岡) おはようございます。早朝からご参集頂きありがとうございます。それでは、第5回上下水道事業審議会を開催して頂きます。会長より挨拶願います。

(鈴木会長) おはようございます。今まで議論頂きありがとうございます。今日は第5回になります。出来れば本日、結論まで持って行きたいと思っておりますので、審議をよろしく願います。

(事務局弘岡) ありがとうございます。本日の出席者は、3名が欠席ということで、11名です。審議会条例第6条第2項により、出席者数が過半数に達していますので、この審議会は成立していることをご報告します。では、会長、議事の進行をお願いします。

(鈴木会長) それでは、第5回の審議に入りたいと思います。まず、その前に本日傍聴者はいますでしょうか。

(事務局梶浦) いないです。

(鈴木会長) では、審議に入りたいと思います。会議録が送付されていると思います。それから、前々回の会議録も確認していませんので、合わせて、何か間違っている点、修正しないといけない点があれば願います。

(二重谷委員) 第4回の会議録の10頁、私の発言の所で、下から2行目、「線」と書いてありますが「川」に直して下さい。

(鈴木会長) 他ございませんでしょうか、発言の内容と違うような点はございませんか。よろしいですね。では、前々回と前回の会議録はこれで確認したということにします。もし、後からでも気付かれたら、私か事務

局にご連絡下さい。一応、確認されたということで進めたいと思います。続きまして、審議の内容に入りたいと思います。前回までの議論を基にしまして、方向性というか、結論に近いものが出てきました。事務局が答申案の資料を送付されていると思います。これについて審議したいと思います。その前に、何か審議しなければならない点があれば、お伺いしたいと思います。よろしいですか。では、答申案について審議して行きたいと思います。頁がたくさんありますので、特に重要な1枚目について事務局から説明願います。

(事務局相浦) 朗読の前に、前回、答申書は1枚で箇条書きすると説明しましたが、審議された過程があった方が、分かり易いのではないかということ。また、審議会は公開になっていますので、会議録を公開してそれを見てもらえば内容も分かるという話もありました。しかし、昨年と同じ様に、1枚目に要約を書き、内容を後から付けるという形態を取らせて頂き、今回、案として出させて頂きました。私どもの方で朗読と、1頁以降若干訂正してありますので、合わせて読み上げます。

(事務局工藤) では、読み上げます。

～答申案読み上げ～

続いて、訂正箇所について説明します。答申内容2頁の表1をご覧下さい。水質調査の項目のところで、「流域名」となっているところを「区域名」に修正願います。あと、4行目の「犀川から揖斐」を「犀川～揖斐」に修正願います。次に4頁の平成19年度決算の健全化判断比率表の中の備考欄、「18年度決算」を消して下さい。19年度決算を調べました。全国の「14位」を「37位」に、「1,827市町村」を「1,816市町村」に変えて下さい。岐阜県の「1位」を「2位」に訂正願います。

(鈴木会長) もう一度お願いします。表の何番ですか。

(事務局工藤) 表7です。平成19年度決算という表です。備考欄の「H18年度決算」を消して頂き、その下の「14位」を「37位」に、「1,827」を「1,816」に訂正願います。あと、岐阜県の「1位」を「2位」に訂正願います。次に、5頁の表8の水洗化率で、別府処理区が「30.6%」になっていると思いますが、「33.1%」の間違いです。次に6頁の真ん中より上あたりの「様々点」の次に「な」が抜けていますので入れて下さい。7頁の5)のところで、「行える」を「行われる」に訂正願います。以上です。

(西岡委員) よろしいですか、8頁の終わりの所の下から4行目、ここだけ、「掲げています」となっていますが、他は、である調で書いてあります。

(事務局相浦) 分かりました。とりあえず、事務局の訂正だけさせて頂きました。委員さんの意見は又、お願いします。

(鈴木会長) 本文を読み上げて頂きましたが、皆さん、案について、質問等ありましたらお願いします。私から、1枚目の、「今後の瑞穂市汚水処理計画の策定について」の4行目、「既存住宅等の改善」とは何ですか。何か言葉があった方が良いのではないですか。

(平田委員) 「既存住宅等の汚水処理の改善が」とした方が分かり易い。

(鈴木会長) 5頁の(2) 供用開始処理区の水洗化向上施策について、の4行目「西び別府処理区」は間違いですね。

(平田委員) 「西及び別府処理区」ですね。

(棚橋委員) 「西処理区及び別府処理区」の方が分かり易いです。

- (鈴木会長) 他、何かありましたら、質問でも良いですし、今まで私達が議論した内容から違っている所とかありましたらお願いします。
- (古川委員) よろしいですか、この答申内容を読ませて頂いて、色々な意見を全て入れて頂いた、良い答申だと思います。こだわる様で申し訳ありませんが、最終的にB案で実施するという事で落ち着いていると思います。それはそれで異論を挟むものではありません。答申の中に、A案、B案、C案3つの案を出して頂いていますが、B案、C案についてさらにお聞きしたい。B案、C案の比較ということで今まで進めてきましたが、C案を例えば市町村設置型と仮定した場合、B案とC案では、補助金や交付税の差が出て来ると思います。それを除いた市の負担と個人負担の金額で生涯コストを出した場合でもB案が有利になるのでしょうか。その辺は試算されていませんか。C案を市町村設置型で仮定して、B案ですと国庫補助が半分程度あり、C案だと、建設費の国庫補助と交付税みたいなものが返って来ますよね。
- (事務局相浦) C案でも、交付税算入はあります。
- (古川委員) 国民として考えるなら、トータルで一番安いのが良いということになるが、瑞穂市民として考えた場合、国や県から貰える補助金を除いた金額、単純に瑞穂市の負担となる金額、例えば、C案の建設費が全て国庫補助の場合、当然トータルコストはC案が一番安くなりますよね、そんなことは無いと思いますが。
- (事務局相浦) 前にも示させて頂いた様に、コスト面の比較については、建設費を耐用年数から年価にしたものと維持管理費です。
- (古川委員) それは重々承知しております。年価で出していますよね、今お聞きしているのは、補助金は市民の負担にならないじゃないかという発想なのです。単純に、市の負担と個人負担で年価を出した場合に、どちらが安くなるか、ということを確認したかったのです。
- (二重谷委員) 関連してですが、市町村の持ち出し、国庫補助金、住民負担をひくくめて、総経費としてA、B、C案を比較した場合、どちらが有利かという資料は頂きました。ところが、補助金とか除いて市町村としての負担はどうなのか、あるいは受益者として各世帯の負担はそれぞれの違いによってどう変わるのか、その辺が住民に訴えて行く場合、ひとつのポイントになるのではないかと思います。そういう観点からの検討が実はこの審議会では全く出来ていなかった。参考にですが、私が計算して来た資料がありますので、もし、お許し頂けるならば、お配りして説明したいです。
- (鈴木会長) 皆さん、よろしいですね。説明を受けたいと思います。
- (二重谷委員) 生活排水処理方式別の個人及び市の費用負担比較の資料です。下水道の場合、あるいは浄化槽、浄化槽の場合は個人設置の個人負担と市負担の表です。個人設置型は、補助金を出し個人が設置する形式です。現在、瑞穂市は補助金を交付しています。そして、一番右が、古川委員が言われた、いわゆる市町村設置、市町村管理という浄化槽のパターンです。それについて、建設費のレベルで見ると、下水道の場合、これは条例だと思いますが、分担金という形で一世帯あたり15万円ということになっています。そして個人設置の浄化槽の場合は、前回の資料で、6割は個人負担であるので、その差額の1/3を市、1/3が県、1/3が国ということになっています。個人負担は62万9,000円です。そして、市設置の場合の個人負担は、10万4,

300円です。一方、市負担は、下水道の場合、147万1,000円です。これは起債額も含んでいます。そして、浄化槽の個人設置の場合は、市負担が13万8,000円です。市設置の場合、起債を含んで59万1,000円、建設費はこの様になる訳です。維持管理費は、トータルという考え方は取れませんでしたので、注釈に書いてある様に、下水道の市負担につきましては、下水道整備完了の翌年度にあたる平成53年度、これは市繰入金ピークになる年における市の負担金6億424万9,000円を同年度の水洗化人口、これは88%の水洗化率としております、それで換算しますと、一世帯当たり3人として52万9,000円の市負担となります。なお、個人負担は標準的な下水道使用料で5万400円ということです。一方、浄化槽の場合、国が示している個人設置の管理費は8万1,000円、これはそのまま個人負担で市の負担はございません。浄化槽の市設置の場合は、個人負担が6万5,400円、これは標準的な下水道使用料5万400円を市に払い、電気代を足したものです。市負担は3万5,000円、これは市の起債の償還負担ということになります。注の2で書いてあります様に、浄化槽の場合には、別に汚泥処理の経費がかかりますが、ここには含まれておりません。現状はし尿処理場に持って行って、汚泥処理をする訳です。現在、だいたい1m<sup>3</sup>当たり3,000円から4,000円くらい掛かっているということです。1基当たり、浄化槽の場合には、1万円程度がONされていると思います。これでどうこうという訳では無いですが、概して下水道の場合は公的な負担が多い。それをどう見て行くかということもありますし、財政的な検討もこの中でやった訳ですから、その結果を踏まえて、審議会としての方向付けをしていったら良いのかなと思います。

(鈴木会長)      ありがとうございます。この表は審議会の資料のデータから算出したものですか、又は別のデータから算出したものですか。

(二重谷委員)      いままで頂いた資料から計算したものです。

(古川委員)      これは、これで良い資料なのですが、私がお聞きしたいのは、例えば建設費ですが、B案の公共下水道の建設費は、約330億円とみていますよね。このうち、国庫補助が130億円くらい、残りが起債と市の負担です。国庫補助というのは、国から頂けるもので、約130億円の国庫補助を除いた金額を耐用年数で割れば、市の負担の原価が出てくるのではないかと、思った訳です。それと、C案は、個人設置型と、市町村設置型があるので、仮に市町村設置型と仮定した場合にも、補助金がありますよね。補助金、交付税を除いて耐用年数で割れば、市と個人の負担金額が出て来るのではないかと、思った訳です。単純に瑞穂市としての負担がどれ位になるか、ということなのですが。C案の補助率がすごく良ければ、生涯コストも逆転する場合も考えられると思ったのですが、C案の維持管理費が高いので逆転することは無いのです。国からの補助金がたくさん頂ければ市はそれだけ楽になる訳ですから、その補助金を除いて、市の負担として比較しても、B案の方が生涯コストで安くなりますか、ということがお聞きしたかった。

(事務局工藤)      建設費だけのお話ですか。

(古川委員)      はい、建設費だけしか対象になりませんよね、維持管理費は補助がありませんから。

- (二重谷委員) 建設費だけなら、圧倒的に浄化槽です。
- (事務局工藤) 耐用年数が違うので、何とも言えません。下水道の交付税算入を加味し年価で比較すれば、下水道の方が安くなる可能性もあると思います。正確には計算してみないと分かりません。
- (事務局椛浦) 両方とも交付税算入があります。
- (古川委員) 私の試算では、圧倒的にB案が安くなると思います。それを確認したかったのです。
- (事務局椛浦) 下水道もそうですが、過去においては交付税算入率が、元利償還金の50%という時代もありました。今は財政力等によってその幅が大きく変わりますので、交付税も一概に今いくらとはなっていないのです。ただ、交付税算入は、依然下水道でもありますし、浄化槽の市町村設置型でもあるということです。
- (古川委員) 単純に、市の負担が安ければ良いかなとも思いましたので、質問させて頂いたのです。もう一点、B案、C案はあくまでも概算で、マニュアルに従って算出されていると思います。現段階ではこれ以上出し様が無いとは思いますが、実施の時には当然、高くなったり安くなったりして、何割かの増減は出てくるとは思います。仮にB案の方が2割くらい高くなる可能性があるのではないかと、C案の方が1割くらい安くなるのではないかとすると、どの辺まで範囲を見るかは難しいですが、そういったある程度の範囲を見た時に、C案の方が生涯費用で安くなる様なことは無いでしょうか。
- (事務局工藤) 維持管理費も含めてですか。
- (古川委員) 算出基準のマニュアルを色々比較してみたのですが、よく分からない点がある。維持管理の管渠にしても、57円もあれば80円と書いてあるものもある。正確には出て来ないのでしょうかけれども、管路の建設費にしても150mmとか200mmを基本として1mの単価から算出しています。公共下水道を1処理区でやると当然、処理場に近い所は管渠の口径も大きくなったりして、割高になったりする可能性もありますよね。一概には言えませんが、実質問題、ある程度の幅を見た時に、B案とC案で生涯コストが逆転するようなことは考えられないかと、ちょっと、その辺が不安になったので、お聞きしたいと思ったのです。
- (事務局椛浦) ご指摘の通り、建設費については関数を使っていますので、いくらの工事費になるということは、確定出来無いです。現地に入った時に、河川の横断を推進工法にするとか、橋梁添架にするとか、色々な条件により変わってきます。今は、工事費については図面上だけで算出していますので、幅があります。一応、経済状況等は、浄化槽についても同じ条件です。算定条件が、利率ひとつ変わっても、大幅に変わってきますので、その事も踏まえて、同じ条件の下で検討したということです。事業費について、計画の段階とかなり変わって来ている自治体もありますので、そこは、確定でき無いものです。
- (古川委員) 分かりました。確かに、今は、これ以上出し様が無いというのが本音かとは思いますが。ただ、比較的B案にしても、マニュアルだけでなく、細かく算出されていると思います。C案は、すべて合併浄化槽で、この前の水質調査の結果を見ますと、生活排水が原因かどうか分かりませんが、高度処理の合併浄化槽も考えて行かないといけなないかと思えます。そういうことを踏まえると、C案も割高になることもあり

ますので、B案が一番ベターということで私は解釈していました。自信が無かったのでお聞きしました。だとすると、答申案にもある様に、環境とか、衛生面といった汚水処理に関しては集合処理の方が有利な訳ですし、経済的にも優れているということであれば、B案が一番ベターではないかと思えます。ただ、もう一点だけ、今回の答申案の中にも起債の償還に対する公債費率がありました。「財政状況が不健全な状態に至ることはないということが推測できる」と、5頁に書いてありますが、B案の場合、公債比率がどれくらいになるか分かりません。これは議員の方にお尋ねした方が良いのか分かりませんが、長期にわたる事業ですので、その時に、行政として他の事業もしなければならぬと思えます。それに対してB案で進めても十分に余裕があるのでしょいか。

(堀委員) そういう疑問点というのは確かに議員の中にも出て来ています。反対に言うと、下水道のシミュレーションと、政策の長期計画との整合性というのは当然やって行かないといけませんし、議員の方でもそういったことを行政に問い合わせなければならぬということは課題になっているのは事実です。

(古川委員) 分かりました。瑞穂市は、健全財政の様なので良いと思うのですが、仮に行政全体を考えた時に負担が大き過ぎるのではないかということも議員の先生方がお考えであれば、C案では生涯コストは確かに高いが、短い期間の財政の負担ということでは少なくなる。そうすると、生涯コストは高いが、行政全体ではC案を採用せざるを得ないという場合も出て来るのかな、そういう可能性もあるのか、若干疑問に思いました。市民の代表である議員さんにお任せするしか無い訳ですが、その辺がクリア出来るのであれば、個人的にはB案で進めて頂いて何も差し障りありません。

(鈴木会長) 二重谷委員から出されたこの資料から、C案の方が良いという結論に変わるということはありますか。今までの議論を補足する資料という位置付けでよろしいですか。

(二重谷委員) そういう風にご理解頂ければと思います。

(鈴木会長) 公表になっても構わないということですね。

(二重谷委員) 基本的には審議会の資料から作成しましたのでOKです。一度、検証して下さい。

(鈴木会長) 私たちの資料ということでよろしいですか。

(二重谷委員) 答申案ですが、諮問に帰ってみますと、どういう趣旨の諮問だったのか。今ありましたA、B、C案は実際の審議の中で提起されたのですが、その中から選択するという事なのか、汚水処理計画そのものが無いので立てる必要がありませんか、という諮問なのかその辺はどうですか。答申の中でも、前段は汚水処理計画の必要性についてということですが、内容では、公共下水道に変わっている。その辺の諮問の趣旨というのを、もう一度明確にして貰えませんか。

(事務局河合) 平成4年に全県域下水道化構想が出来ました。それ以来、一向に汚水処理計画に対する議論などがなされていませんでした。ですから、一番の目的は、答申の付帯事項(1)にも書いてありますが、まずは、汚水処理計画の必要性というものを認識しなければいけない。それにより答申を受け、議会にも諮らなければいけません。そのためには色々な施策があると、十分に検討して欲しいという意味で諮問しまし

た。これでB案というものを審議会から答申を受けたら、議会にご説明に行く訳です。これが、良いのかどうかというのはこれから議会と十分に議論を重ねていく必要がある。まずは、汚水処理計画を立てるということが、一番の願いです。ですから、今まで議論がされて来なかったという点に論点を置きたいと思います。判断材料としてA、B、C案を出させて頂いた。審議会ではB案が良いのではないかという答申を頂けるということです。一番の目的は汚水処理計画の必要性ということに重点を置いたということです。

(二重谷委員) その汚水処理計画と公共下水道との関係、B案というのはそのなのですが、今の状態は市の中に汚水処理計画が無い状態で、どういう手法でやるのかということが、この審議会に出て来ましたよね。そのA、B、C案というのが、今後市として進めたい汚水処理計画とするならば、その選択を求めているのか、この審議会ではB案という方向性が出つつある訳ですが、B案が良いですよ、ということをお審議会に求めているのでしょうか。瑞穂市の汚水処理計画は市街化区域の公共下水道を中心とした、浄化槽との併用で行くのが良いですよ、という答申内容を期待しているのでしょうか。

(事務局相浦) 汚水処理計画というものがどういうものなのか認識する必要があり、集合処理と個別処理の計画ですということです。計画としてはそういうものの中で全体を計画して行く、計画の必要性と合わせて中身もご理解して頂きながら、この方向が良いのではないか、ということをお審議会に求めさせて頂くということです。ですから、計画の必要性と合わせて中身のご理解と、現状の汚水処理計画が全く無いものですから、二本立てとは言ってはあれですが、全体の中で審議して頂きたいと考えています。下水道計画は、古川委員からご指摘のあった様に、関数だけ使っている概算費用の計画です。それから汚水処理計画となりますと、集合処理、個別処理を含めた計画で、もし下水道が有利であるのであれば、その区域は公共下水道の全体計画の方に移ってまいります。その全体計画の内容は、現地に入って、かなり近い線まで費用を出してまいります。その全体計画の予算化は、汚水処理計画が無いと、どこのエリアを集合処理にするのか、個別処理にするのかということも決まらず、業務を委託することも出来ません。それも合わせて是非協議して頂きたいということで、集合処理と個別処理の比較をさせて頂いて、汚水処理計画の必要性も合わせて、ご審議して頂きたい。汚水処理の必要性についてはたぶん、ご存知だとは思いますが。計画というのは、絵に描いた餅のように済んでしまいがちですし、実施する前の段階の大変必要なことだということも合わせて是非審議して頂きたいと思ひまして、計画と中身の集合処理、個別処理の検討まで、資料として出させて頂いたということです。

(二重谷委員) それは分かるのですが、答申の中で、求めに応じてどこまで踏み込んで答申を出すのか、ということにかかってくるので、お尋ねした訳です。それで、汚水処理計画というものの理解というのは、全県域下水道化構想の中に、瑞穂市の計画が無いと、かつてはあったが、それが店ざらしにされているという話でしたが、これは、汚水処理計画以降の下水道計画という風に考えているのですか。

(事務局相浦) 現在に至っては、合併浄化槽というものが普及して来ました。3省マニュアルに基づいて、経済比較もしながら、下水道計画は進行して



行きます。それは、既に下水道が普及している所も段々管渠を伸ばして行く時に、その費用対効果を考えながら、ここは合併浄化槽ですよ、ということも考えられます。瑞穂市の場合は、合併してから、污水处理計画というのは全く作られていませんし、新規の所というか、まだ整備がされていない所について、最初からのスタートということですから、まず、計画を立てないといけないという瑞穂市の特質的な所です。もうひとつは、合併浄化槽が無ければ、過去においては、污水处理計画イコール下水道計画という様な進み方だった訳です。それでは、費用が掛かり過ぎたり、将来に不安が残るということで、集合処理と個別処理を検討しなければならないという時代になって来ました。よって、この審議会に案を出させて頂き、諮問させて頂くという形になった訳です。今までは、污水处理計画イコール下水道計画ということでしたけども、私どもはあえて何が何でも下水道だということでは無く、両方を検討して頂いて、污水处理計画を立てさせて頂きたい、という諮問となっています。

(事務局工藤) 補足しますと、污水处理計画イコール下水道計画とは考えていません。污水处理計画は下水道計画と浄化槽の計画、法的には浄化槽の計画は、生活排水処理基本計画と言いますが、公共下水道全体計画と生活排水処理計画を足したものを污水处理計画と考えています。

(二重谷委員) それが無い訳ですよ。審議会としては、それを瑞穂市として当然持つべきだ、という所で良い訳ですか。

(事務局相浦) まずは、計画を持つということです。その計画に当っては、こういうことも気を付けてくれ、という様な形です。

(二重谷委員) そうしますと、B案はそれよりも一歩踏み込んでいますよね。

(事務局相浦) そうですね、B案というのは、污水处理計画の中には集合処理というものもありますよ、個別処理もありますよ、という中で計画というのは、関数だけで費用比較をして集合処理が良いと、ところが、次に計画というものを進めて行く時に、費用というのは、現地に入らないと、実際の費用は出て来ない。集合処理をするエリアについて、污水处理計画全体の中の予算化を今後、是非して行きたい。その為には、個別処理だけで良いならば、下水道の全体計画の予算化は全く必要無いですが、今後の為には、集合処理と個別処理の検討をしておいて頂きたい。計画はそうでないと出来ないということです。

(二重谷委員) 例えば、人口密集地域については下水道が良いでしょう、これは参考資料でひとつの経済比較が出されました。それに基づいて人口密集地域は集合処理でやった方が効率的にも良いという話は間違いないと思います。ただ、B案というのは一定の区域を想定して、ばちばちの計画です。人口密集地域については集合処理で、その周辺については合併浄化槽で併用して行く、という所で止め置くならば、それはそれで良いのです。ただ、B案が良いですよ、という所まで踏み込んだ方が良いのか、という所が少しあります。それともう一点は、今まで、浄化槽に補助金を出しながら整備して一定の水準に達している訳です。その地域も今度、下水道として線引きすることになる。その取り扱いの問題と、下水道で線引きすると、その区域は浄化槽の補助制度から外れて行く。しかも、下水道計画は、かなり長期間の計画であり、そうすると、下水道が使えない、補助金も貰えない。その辺の問題は何かお考えですか。

(事務局相浦) 今のご指摘の件ですが、私どもで住宅地図に合併浄化槽の家を色塗りしました。現在、田んぼが開発され合併浄化槽が増えて行きます。これが、仮に計画が出来て実施の段階になると、この建設計画で行くと、30年くらい掛かる訳です。そのエリアについて、合併浄化槽が増えます。そこは、7年間整備が見込まなければ、国からも県からも補助金が頂けるということで、その制度を活用して行きます。あくまで、この7年という区切りというのは、下水道が来るまでの暫定施設という捕らえ方でいます。ところが、供用開始するまでは、これから10年は掛かると思いますので、合併浄化槽は増えて行きます。住宅が増えればそれは間違いなく合併浄化槽ということです。今後、補助金を交付した所について、下水道管を入れるのかというと、そのエリアの方のご希望や、それから、耐用年数が来て浄化槽から切替えたい場合や、すぐ傍に家が建つという時には管路を延ばして行くという考え方でありまして、あくまで合併浄化槽は下水道が来るまでの暫定施設だという考え方です。30年の建設計画も、今後エリアごとによってどういう風に合併浄化槽が進められて、どういう風に家が建てられるかを見てマニュアルに基づいて費用対効果をみながら進んで行く。ただし、赤く塗ってある部分については、管渠を順次入れて行く、という計画であります。今の浄化槽の補助制度があれば使って行きますし、それから、現在は、7年以内であっても、そこには単独費で補助金を出している所もありますので、答申案の中の一文にもありますが、均衡性を考えるのであれば、国の補助金が無くても検討していかなければと思っております。

(平田委員) 何か、難しい話になって来ましたが、ここで、A案、B案、C案の定義が、「A案は未整備地域を全て公共下水道で整備する」、「B案が効率的な地域のみを公共下水道で整備し、不効率的な地域は浄化槽で整備する」、「C案は未整備地域全てを浄化槽で整備する」と定義付けています。ここではA、B、Cと書いてありますので、試算の時に出して頂いたA案、B案、C案の図面に色付けされたものまで、答申案に付けて出されるとなると、皆さんの個別の賛同が得られていないということになる、と二重谷委員も言われているのではないかと思います。諮問の中では、A案、B案、C案をある程度の基準で数値化して、比較した結果、こういうメリットとデメリットがあるから、審議会としては、瑞穂市の現状を勘案して、B案ということで、汚水処理計画を作っていくのが望ましい、という答申だと解釈しておりますので、比較表の図面を全て出してしまうと、ちょっと問題だと思います。あくまでも審議会の資料というか、積算のための資料という風に理解していれば良いと思います。個々にどの地域を指定するかというのは、もっと、色々な状況が出て来ると思います。

(二重谷委員) そうなんです。僕もそう思います。だから、答申の中でB案という風にした場合で、図面がそのまま出てしまうなら、行政の方も引っ張られるし、私どももそこまで詳細に検討したという話では無いですから。

(鈴木会長) これは、よろしいですね、B案の赤く塗ってあるところを確定する、ということ、赤のところを下水道にするということでは無いですね。効率的な所は集合処理の下水道でという抽象的な言い方ですね。

(事務局相浦) 但し、市街化区域については基盤整備として、下水道の全体計画を

立てないといけません。

(鈴木会長) 市街化区域で家が無い所もやります、という意味では無いですね。

(事務局楢浦) はい、効率性を考えて、ということです。

(平田委員) そうすると、この図面は出さないで、審議会の検討資料としてということで、これを即審議会が認めてB案ですよ、と出してしまうとちょっと問題になると思います。もし、ここで書かれるなら、計画区域については、下水道を優先的にやるとか、図面を入れたいのなら何かコメントを入れるか、ということです。そこまで、私達が求められている答申の中に、瑞穂市としては、効率性と地域性を考えながら、B案ということで、下水道と浄化槽を上手く組み合わせた計画を作って頂くのが望ましいという提言で止めておくのが良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

(棚橋委員) 今の効率が良いという所が、市からの効率だけではなくて、住民側の効率も必ず重視しないと、線引きの所の必要無いとこまで勝手に走ってしまう、それが一番怖い。例えば合併浄化槽を付けたばかりの所に下水道にしなければいけないという誤解が突っ走る気がする。恐らくそれが一番問題です。平田委員の言われるように、効率化という言葉、市の効率も考えているのですが、あくまで、住民の方々の効率及び希望を重要視するというのを答申の中に含んで頂かないと、勝手にB案が走って行ってしまいうケースがむちゃくちゃあると思います。

(鈴木会長) この領域を確定するための審議会では無いという理解でよろしいですね。

(河合委員) 我々の頭の中に、この図面がどうしても入っている。イメージとしては良いですが、文章としては、せめてこういう方向に持って行きますと、そうしないと、市長に答申して、議会の方で承認して計画を立てる訳ですが、持って行き方によっては無意味になってしまう。今は事務局側のスタイルで答申しているので、将来的に審議して貰えるような方向に持って行かないと、審議の仕方が無くなってしまいます。議会がどうするかは、将来のことですので、審議して頂く事項を明確にしておいた方が良くと思います。我々は、A案、B案、C案が頭の中に入っていますが、一般の方には、何も分からないですよ。だから少し説明を加えた方が良く感じます。

(平田委員) 3頁にA案、B案、C案について書いてありますので、細かく図面までは要らないと思います。

(河合委員) 不足している所があれば、少し説明として書き加えれば。一般の人が分かれば良い訳です。

(鈴木会長) 「効率的な地域のみを」と抽象的に書いてありますので、柔軟性があると思います。どうですか、みなさん、よろしいですか。私達が議論して来た、図面で赤く塗られている所が条件だということではなくて、効率的なところを審議会として、特に市街化区域が重点になりますけれども、効率的な地域を公共下水道でということで良いと思います。

(平田委員) もうひとつよろしいですか、皆さん、市の財政状況という所を一番気にされているので、4頁で財政状況は健全だという現在の状況は書いてあるのですが、この前にも色々資料を出して頂いて、こういう案で計画を作った場合でも、何十年後かでも不健全な状態に陥ることはないかと推測出来ると書いてあるのですが、何かデータを入れた方が、

説得力があると思います。やはり、今は良いけど、借金してやった場合にどうかというのが、今まで色々なシミュレーション、資料等出して頂いていますので、簡単にここでこれぐらいの予想というような数字を入れられないかと思います。

(鈴木会長) 4頁の(6)から5頁の上までですね。

(河合委員) 公共下水道事業の起債の最高時に、実質公債比率の3.6%がどれくらいになるか、そういうのを載せて貰うと良いと思います。

(事務局相浦) 前回資料の17頁で、平成19年度の実質公債比率3.6%を公共下水道の起債のピーク時で、8.6%押し上げて、12.2%になるというシミュレーションが出ています。

(平田委員) これを参考数値として入れて頂くと、もう少し分かり易くなると思います。

(河合委員) そうですね、議会で12.2%が良いのか、悪いのかを議論して貰えれば良いと思います。要するに分かり易くしてあげないと、皆、やって良いのか、悪いのか心配になる。大丈夫なのか不安になる。

(事務局相浦) 19年度に対してですね、この文章を入れさせていただきます。

(平田委員) 8.6%くらい上がる試算ですよ、というのを入れて頂ければ、そんなに無理な計画ではないということが、市民の方にも理解して頂けるとと思います。

(鈴木会長) 文章で良いですか、それとも表の方が良いですか。

(平田委員) 表の下に入れるか、文章でもどちらでもよろしいと思います。

(事務局相浦) 表7の瑞穂市の比率の横に1列加えて、実質公債比率を公共下水道事業を行った場合のピーク時の12.2%にして、さらに、5頁の「現在の瑞穂市の財政状況を総合的に」の所に3.6%が12.2%になるという文章を付け加えさせていただきます。

(鈴木会長) 私の方から質問なのですが、4頁の表7に「-」が書いてありますが、これはマイナスなのですか、0では無いのですか。

(事務局相浦) バーです。

(鈴木会長) ゼロの方が良いのではないですか。

(二重谷委員) 黒字なんです。

(事務局工藤) 本当はマイナスなのですが、バーで表現するというルールなのです。ゼロではないです。将来負担比率のバーは、基金が多いということなのです。

(鈴木会長) では、これは正しいのですね。

(河合委員) ですから、瑞穂市はすごく財政が良いというイメージが市民にあります。財政が悪くなると夕張市みたいになるというイメージが、そんなことは無いのですが、それをひとつずつクリアしていかないといけない。

(鈴木会長) 他に提案がありましたら。

(古川委員) 質問ですが、答申案の表紙の付帯事項1の(4)に「一度策定した公共下水道全体計画を適切に見直す」とありますが、例えば、B案で計画して実質細かい積算をして、工事をやり始めてしまっても、途中で見直せるものでしょうか。区域を変えるのは難しいですよ、事業認可もあるので。始まってしまえばやるしかないということでしょうか。

(事務局相浦) シミュレーションの中にも出てきましたが、財政状況が変わったり、金利、物価、人口、こういった状況が変わった時に、処理場が4期の

建設計画としていまして、途中で止めてしまうことは可能です。財政状況が変わって、将来に負担が掛かるということになれば、その時点で中止や延期という措置を取ります。

(古川委員) 仮に工事が始まっても、状況を見ながら、対応していただけますよ、ということですね、わかりました。

(鈴木会長) 1時間15分過ぎましたので休憩を取りたいと思います。10時55分から再開します。

～ 休憩 ～

(鈴木会長) 答申案がだいぶん煮詰まって来ましたが、あと、補足とか答申案に入れるべきことはこれでよろしいでしょうか。

(事務局相浦) 先程の古川委員の方からご質問のあった付帯事項(4)ですが、この中に書かせて頂いた意味は、従来下水道事業というのは処理場を作ったらどんどん事業が展開されて、高速道路は最初に計画を作ったら最後まで作らないと経済効果が出てこない様なイメージが下水道にはあります。先程、古川委員は途中でどうなのか、ということだったのですが、全く途中で事業を止めている自治体もあります。処理場だけ作って、管渠は延ばしていかない、といった自治体もあります。そういう意味も含めて、私共は4期の処理場建設計画に合わせて、効率性が良い、水洗化の促進が図られる様なエリアを順番にやって行く。そういう地域を徐々に管渠の整備をしながら、財政状況や、社会の情勢だとかが変わった場合は、そこでストップする事業でもあるということをご理解して頂きたい。という意味で(4)を書いたのですが、古川委員から、これでは読みとれないということでご質問があったと思いますので、私ども、もう一度この所を、事業の展開を途中で止められる様な事業展開を考えるということ書きたいと思います。

(平田委員) それは、行政の方で計画を作る時に考えて貰えば良いと思いますので、諮問の中にそこまで入れる必要は無いと思います。

(古川委員) 私は、それでよろしいです。

(鈴木会長) 最後に適切に見直すこと、となっていますから。

(古川委員) 見直すことというのは、読まれる方の私観によって違うと思うのです。でも、いつの時点でも見直しが出来ることですから、全てに対応出来るということですよ。読んだ人がいつでも対応できると思って、実際出来るならばこれで充分かと思えます。

(事務局相浦) 先程の今後の汚水処理計画の策定についての4行目、既存住宅の話がまとまっていなかったのですが、私共、「既存住宅」ではなくて、「し尿浄化槽及びくみ取り便所」に訂正させて頂きたいのですが。

(鈴木会長) もう一度言って下さい。

(事務局相浦) 4行目、「既存住宅が改善されていない」という所です。

(河合委員) 「既存住宅の汚水処理の改善が」で良いのではないのでしょうか。

(平田委員) 結局、今の単独浄化槽から合併浄化槽に切り替わっていないというのも、ここに入る訳ですよ。そこが大きいですよ。

(小寺委員) 単独浄化槽を合併浄化槽に改善して欲しいということも含まれる訳ですね。

(事務局相浦) そうです。それも進んでいかないということです。庁内の最初の案では、単独浄化槽と汲取り便所と考えていました。

(平田委員) 単独浄化槽はトイレの浄化槽として水はきれいにしていますが、台所とかの水がそのまま流れていますので、汚水処理としては、きちん

と改善が出来ていない。

(熊谷委員) 1枚目の1行目ですが、かなり遅れているの「かなり」は良いのでしょうか。「かなり」なんてものじゃない感じがします。最初からもっと説得力のある、このままではいけないというのがあった方が良いのではないのでしょうか。

(河合委員) あまり、刺激的にしない方が良いのではないのでしょうか。変な所に論争が行ってしまう。真剣に考えて貰うということにしないといけない。

(西岡委員) 既存住宅等の汚水処理の話が出たので聞きますが、単独浄化槽が40%以上ありますが、現状は合併浄化槽に改造する事例というのはどの程度あるのですか。

(事務局梶浦) 現在1億程度の補助金を交付していますが、約9割が新築住宅に対してです。あと、建替えの方がこの際だから、ということで合併浄化槽に切り替えています。約一割が、浄化槽が壊れたりだとか、リフォームだったり、ということです。

(平田委員) なかなか、浄化槽だけを入れ替えるというのは少ないと思います。

(河合委員) 現在のかんりの住宅が、バブルの最高の頃に家を建てたので、20年から30年経っている。下水道を計画して、10年後が供用開始となると、ちょうど、単独浄化槽が償却して、家が傷むころにタイミング良く下水道が出来る。今のチャンスを逃したら、合併浄化槽を入れてしまったら、もう30年待たないといけない。今やらないと。他の市町村はくみ取りから変わった時に下水道をやられたのでちょうど良かった。瑞穂市は時期を少しずらしてしまったので、単独浄化槽が普及した。これが償却して、その次のチャンスを待ってやらないと、又、将来に計画通り行かなくなる。今本当にチャンスだと思います。

(古川委員) 6頁の水洗化向上の施策について、6行目辺りの、「排水設備工市の市による代行執行については行政が介入することが出来ない」というのは私の質問だと思うのですが、言葉足らずだったかも知れませんが、行政が個々の契約をして欲しいと言うのではなく、市には、トイレ、バス、キッチンの入った1/500の図面がありますので、そういったものを公表して、概算見積りに参入してくれる企業を探せないかということをやったのですが、その概算見積りに応募があれば、それを個人の方に、参考にして契約して貰えればということです。要するに、契約が煩わしいという市民のニーズに対して、行政がお手伝いすることができないかという意味で質問させて頂いたつもりですが、そういうことも含めて介入することは困難であるという解釈でよろしいですか。

(事務局梶浦) はい、その通りです。

(鈴木会長) 私から、一点、質問したいのですが、3頁の一番上に、表3から瑞穂市の市街化区域の土地割合は約4割であることがわかり、人口割合は8割、とあるのはOKなのですが、その次の、別府処理区と浄化槽の約2割であり、市街化区域内の約8割が未整備になっている、というのは、表3から分かりますか。

(事務局工藤) 分かりません。市街化区域の内訳が無いので、分かりません。

(鈴木会長) 審議会において、別府処理区と浄化槽の約2割だというデータが提示された、という風でも良いかと思いますが。

(事務局工藤) 内訳を表の中に入れます。

- (鈴木会長) 他、大きな問題ありませんか。こういう形で答申ということによろしいでしょうか。では、今まで議論した内容で一部修正がありますが、審議会の答申としたいと思います。よろしいですね。では、修正について、これからどう進めましょうか。もう一回集まるか、修正した文書を皆さんに送って、確認して頂き、終結とするか、どちらがよろしいですか。
- (平田委員) それ程、大幅な変更はありませんので、集まらなくても良いと思います。
- (事務局弘岡) 今日、答申がまとまった訳ですが、次に集まって頂くのは、市長の日程を確認しなければなりません。答申をお渡しするという形になると思います。それで、今日の修正には、1週間か2週間頂いて、訂正箇所を赤色などで表示してお送りして、それで確認ということにして頂きたいと思います。次の会には、清書した答申書を市長に手渡すと考えています。
- (二重谷委員) 今言われた通りで良いのではないですか。
- (鈴木会長) では、次回集まるときは、問題無くなった状態で、集まって確認だけでよろしいですか。もし、修正があればその場で修正するというで。
- (事務局河合) その場で、修正というのは中々難しいですので、あらかじめお送りして、確認して、こうした方が良いということを書いて頂ければ直します。
- (棚橋委員) それも期限を区切った方が良いでしょうね。
- (鈴木会長) 分かりました。皆さん、それでよろしいでしょうか。一度に集まって確認ということは出来なくなります。
- (事務局河合) それと、A案、B案、C案の図面は審議会だけの資料ということで、公表は控えたいと、いう意見がありましたのでそうして頂きたい。
- (鈴木会長) では、完成した答申書を作って頂いて、皆さんに送って、各自確認する、という形で進めたいと思います。皆さんに了解を頂いたということで、次回、答申書を渡すということにしたいと思います。次回の市長さんの都合は分かりませんか。
- (事務局弘岡) 一番早い時で24日の火曜日から、23日の月曜日です。それ以降は3月になりますが、議会があります。
- (鈴木会長) 23日ご都合の悪い方おられますか。では、23日午後に決定したいと思います。午後1時30分から巢南庁舎で、それと、答申書に、委員の名簿を付けて下さい。
- (西岡委員) 事務局に言いたいのですが、瑞穂市審議会等の会議の公開に関する要綱の第5条に審議会を開催する時は、1週間前に具体的な開催日時をホームページに載せることを規定しています。今回と前は載っていませんでした。上下水道事業審議会だけの問題では無いですが、市長の公約として情報公開の徹底を掲げているので、この審議会についてもきちんとやって頂きたい。
- (事務局弘岡) すいませんでした。
- (平田委員) 先程の答申の訂正の件で、皆さんから意見が出て、事務局で訂正された分を、また、送って意見を集めていると、全体に違ってしまうニュアンスになると困りますので、訂正は、会長さんに了解を取って貰えば、一任ということが良いのではないのでしょうか。そこで、最終的なものを委員に配って頂ければと思いますがいかがでしょうか。

(全委員) 賛成です。

(鈴木会長) では、よろしいでしょうか、本当に長い間、ありがとうございました。2月23日よろしくお願いします。本日は閉会とします。